科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6月12日現在

機関番号: 32644 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2011~2013 課題番号: 23530112

研究課題名(和文)金銭管理のアンケート調査により、多重債務予防のための制度設計の基礎資料とする研究

研究課題名(英文) Investigation on people's money management to prevent muliple debts

研究代表者

手塚 宣夫 (TEZUKA, NOBUO)

東海大学・専門職大学院実務法学研究科・教授

研究者番号:50155454

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,700,000円、(間接経費) 1,110,000円

研究成果の概要(和文):金銭管理に関するアンケート調査により、合計3,304名の回答を得ました。(財)民事紛争 処理研究基金の助成により実施した同様の調査結果と併せて、総計4,432名の回答を得ました。これは、労働組合や生 協の組合員の方を中心とした調査なので、各人・各家庭の平均的な金銭管理について、ある程度の一般的な傾向を知る ことができます。この調査結果を分析することによって、金銭管理の問題点を探り、多重債務にならないための予防策 について、提言する予定です。

研究成果の概要(英文): We investigated people's money management and got 4,432 personal data. We can find the flow of money in the household economy. We'll analyze these data and would like to propose a new syst em to prevent multiple debts.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 法学・民事法学

キーワード: カウンセリング 家計簿 金銭の管理 法律の基礎知識 利息の計算

1.研究開始当初の背景

多重債務問題を解決すべく、平成18年に 貸金業法、出資取締法と利息制限法が改正さ れた。さらに、カウンセリング制度も新たに 導入された。しかし、これらは多重債務者の 救済を念頭に置いたものであり、特に重要な、 予防とリピーターの防止の制度が含まれて いないので、これでは多重債務問題を根本的 に解決することはできないと思われた。単に 利率等の操作をするだけでは、支払い能力の 低い人達や金銭管理がうまくできない人達 が貸付の対象では、結局また多重債務者を増 やすことになりかねない。多重債務を根本的 に解決するためには、 多重債務者の債務整 理等によって、借金の負担を軽くすることと 多重債務から開放された者が立ち 直り、再び多重債務にならないようにするた めのカウンセリング等の新たな制度、 多重 債務予備軍に対する多重債務予防のための 教育と啓発、そして 公的なセーフティー・ ネットを含めて、借りやすく返しやすい金融 システムの構築が不可欠であり、これらが一 体となった制度を作って初めて可能になる と思われる。そのためには、何よりもまず多 重債務者の実態を全国的に把握する必要が あった。

既に先行実施したクレジット・サラ金被害 者の会での面談による、多重債務者の実態調 査と分析から、(a)多重債務者は皆真面目で一 生懸命であること、(b)彼らには、必要な法律 知識・社会保障の知識がほとんどないこと、 (c)誰にでも起こり得ることが原因で借金を したこと、または、急な出費のため、5から 10万円程度の金額を借りたことが、多重債 務へのきっかけとなることが少なくないこ と、(d)返済能力の低い人達であれば、低利で あっても返済できないことはもちろん、普通 のサラリーマンであっても、高利で融資して は、一生懸命返済してもどんどん借金地獄に 落ちるという結果になってしまう現実から すると、小口金融に対する現行の金融制度に 根本的な欠陥があること、(e)救済のためにも 多重債務のリピーターを防ぐためにも、カウ ンセリングやグループ療法が有効であるこ と、(f)弁護士や司法書士は債務整理等の法的 救済までで、ほとんどの場合その後の立ち直 りまでは面倒を見ないため、被害者の会が立 ち直りのバックアップの役割を果たしてい ること、が分かってきた(以上の点は、手塚 宣夫著「多重債務者の実態調査から見えてき たこと」『消費者法ニュース』(2010年7月 号) No.84 pp.170~172(消費者法ニュース発

上に述べたクレジット・サラ金被害者の会での面談は、経済的に破綻した人達が対象であったが、平均的なサラリーマン家庭における金銭管理の実態を知ることによって、多重債務予備軍がどのくらいいるのかを知る必要がある。そのために、アンケート調査によって、特に、()家計簿をつけているか、()

クレジットカードによるキャッシングやシ ョッピング、リボルビング払いなどをどの程 度利用しているか、()電子マネーをどの程 度利用しているか、()インターネットによ る通信販売を利用しているか、()消費者金 融をどの程度利用しているか、() 急な出費 にどのように対応しているか、その際に利用 する金融は何か、()収入と支出のバランス が取れているか、() クレジットを含めて、 借金の額、月々の支払額を把握しているか、 等を中心にして質問することによって、平均 的なサラリーマンの金銭管理について、実態 を知るためのデータを得ることができると 考えた。既に先行実施したクレジット・サラ 金被害者の会での面談による、多重債務者の 実態調査と分析に併せて、サラリーマンに対 するアンケート調査を実施して、その結果を 分析することによって、多重債務予備軍の傾 向を探ることにより、誰にとっても借りやす く返しやすい新たな金融制度を含めて、救済 と予防のための対策・制度を提案する必要が あると考えた。

2.研究の目的

本アンケート調査は、平均的なサラリーマ ンを対象として、特に日頃の金銭管理・金銭 感覚に関する調査をしたものである。平均的 なサラリーマンを対象としたのは、平均的な 家庭における金銭管理・金銭感覚を調べよう としたからであるが、厳密な意味で「平均」 ではない。富裕層と貧困層の間の中間層を対 象としたつもりである。2009年から2012年 にかけて、(公財)日弁連法務研究財団から、 研究助成を受け、全国の主なクレジット・サ ラ金被害者の会における面談調査を通して、 多重債務に陥った人達の実態を調べること ができた。それを基に、手塚宣夫著「多重債 債務問題に対する政策提言(中間試案)(1)~ (4)・完」を『消費者法ニュース』No.95~No.98 に連載した。

この中間試案の中で、(1)クレジット・サラ 金被害者の会を法人化し、救済と立ち直りの ためのカウンセリングを実施すること、同時 によろず相談所として、困った人達の相談を 受ける窓口として機能してもらうこと、(2)裁 判よりも、カウンセリングや法律相談を主た る業務とするカウンセリング弁護士制度を 創設して、自治体や企業にきめ細かく配置し、 全国どこに行っても、中立的立場において正 義を実践する弁護士に相談したり、カウンセ リングを受けたりできるような制度を作る こと、カウンセリング弁護士が常駐したり巡 回したりすることによって、多重債務問題だ けでなく、コンプライアンス、仕事上の悩み、 学校や福祉施設でのいじめ、ドメステイック バイオレンス、パワーハラスメントやセクシ ャルハラスメント等の防止・対策も期待でき ること、(3)誰もが利息の計算をできるように

教育し、小遣帳を付けさせることによって、 子供のうちから金銭管理を身に付けさせる こと、生活保護等のセーフティー・ネットに 関する正しい知識を身に付けさせること、病 気になって医療費や生活保護費を増大させ ることを防ぐために、食生活を見直すことな ど、消費者教育を見直すこと、それを必修科 目として、高校入試や大学入試で出題するこ と、(4)いざという時に備えて、ヘソクリ預金 をすることを勧め、それを生協や労働組合が、 組合員に対して推進すること、(5)生活保護と 連動した、返済能力のランク付けに応じて、 適用利率を変えて貸付を行う、新たな金融制 度を作ること、そこでは、カウンセリング弁 護士も含めて、信用金庫による審査を行ない、 公的資金によって、信用金庫から融資をする こと、(6)非正規社員を減らし、正規社員を増 やした企業には減税をすること、これによっ て個人消費を回復させ、結婚して子供を設け ることができるようにすること、(7)第2次・ 第3次産業での就業が難しいならば、里山・ 里海の整備・保全により、農業、林業や水産 業などの、第1次産業への就業を推進させる ことを提案した。

本アンケート調査によって、経済的に破綻する恐れのある人達、すなわち、多重債務の予備軍が、中間層にどのくらいいるのかを調べることができるものと考える。本調査に先行して、(財)民事紛争処理研究基金の研究助成により、同様の調査を実施した。その結果と本調査の集計結果を併せて、分析することに述べた中間試案をさらに発展させて、多重債務にならないための予防策・対策として、必要な制度設計を新たに提言することを目的とするものである。

3.研究の方法

(財)民事紛争処理研究基金の研究助成に より、2011 年に、UA ゼンセン同盟 (当時、 UI ゼンセン同盟)の組合員を対象として、本 調査と同様の内容で、先行してインターネッ トによるアンケートを実施した。労働組合員 を対象としたのは、当初の予定では、平均的 なサラリーマンを対象としていたためであ った。そこで、本調査においても、UA ゼンセ ン同盟のような、連合傘下の他の巨大な労働 組合に調査の協力をお願いするつもりだっ た。しかし、UA ゼンセン同盟において実施し た調査では、なかなか回答数が増えずに非常 に苦労した。組合側の担当者も含めて、見込 みが甘かったと反省した。インターネットに よるアンケートに慣れていないこと、設問の 数が多い割に、回答しても何の特典もないこ と、プライバシーに立ち入った質問も少なく ないこと、勤務中に回答しにくいことが、恐 らく回答数が伸びなかった主たる原因であ ると思われた。そこで、生活協同組合(生協) の組合員・メンバーズを調査対象とすることに変更した。生協の場合は、大半が女性の名であるが、女性の多重債務者も少なと考であるが、女性の多重債務者も少とと考して、調査の対象として問題はないと考えるアンケート調査を見せている。また、予算を表して、予算を表したが、大に述べたように、カウンセリングの実態調査をすったが、先に述べたように、カウンセリングの実態調査をすってが、先に述べたように、カウンセリングの実態調査をすってが、先に述べたように、カウンセリングの実態調査をすってあり、これについては、U.S.A.になってあり、これについては、U.S.A.との分類であると考えた。

そこで、日本各地の生協のネットワークを 通して、みやぎ生協(宮城県)、コープみら い・とうきょう(東京都) コープかながわ (神奈川県)・コープしずおか(静岡県)・市 民生協やまなし(山梨県)(現在、ユーコー プ) コープあいち (愛知県) そして F コー プ(福岡県)に協力をお願いし、アンケート 調査を実施した。計画では、インターネット による調査を予定していたが、みやぎ生協で は、紙のアンケートでないと、回答が集まり にくいとの予測の下、生協側の要請により、 紙によるアンケートを実施した。ユーコープ とFコープでは、予定通りインターネットで 実施した。さらに、コープみらい・とうきょ うとコープあいちでは、1 回目をインターネ ットで実施したが、回答数が少なかったので、 2 回目をアンケート用紙で実施した。その結 果、(財)民事紛争処理研究基金の研究助成 によるアンケート調査(回答数1,128名)と 合わせて、総計 4,432 名の回答を得られた。 4. 研究成果

本調査は、設問の数が多いこと、なかりプ ライバシーに立ち入った質問があること、そ して業界団体等によるアンケートではない ことから、個人の金銭管理・金銭感覚に関す る調査としては、恐らくわが国で初めての調 査ではないかと思われる。そして4千名を超 える回答があったことも、それだけでデータ として大きな意味があると考える。この調査 結果を分析して、金銭管理等に関する問題点 を探り、できる限り早く、多重債務対策・予 防のために必要な制度等を提言したいと考 える。なお、このアンケート調査結果は、本 ファイルには、ボリュームが大きすぎて入ら ない。手塚宣夫著「家庭の金銭管理・金銭感 覚に関するアンケート調査結果報告書」とし て、『消費者法ニュース』に掲載予定である。 5 . 主な発表論文等

3 . 土は光衣픎乂寺 / 研究化主者 - 研究化

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件) <u>手塚宣夫</u> 著

「多重債債務問題に対する政策提言(中間試案)(1)」『消費者法ニュース』(2013 年 4 月号) No.95 pp.65~67,査読なし

「多重債債務問題に対する政策提言(中間試 案 (2)」『消費者法ニュース』(2013年7月

号) No.96 pp.181~183,査読なし

「多重債債務問題に対する政策提言(中間試 案) (3)」『消費者法ニュース』(2013年10月 号) No.97 pp.59~61,査読なし

「多重債債務問題に対する政策提言(中間試 案)(4)・完」『消費者法ニュース』(2014年1 月号) No.98 pp.57~59,査読なし

(以上、消費者法ニュース発行会議)

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 0 件)

〔産業財産権〕 出願状況(計 0 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号

出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

手塚宣夫(TEZUKA Nobuo)

東海大学・専門職大学院実務法学研究科・

教授

研究者番号:50155454

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

堀毛一也(HORIKE Kazuya) 東洋大学・社会学部・教授 研究者番号: 10141037

菅原郁夫(SUGAWARA Ikuo)

早稲田大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号: 90162859

鳥畑与一(TORIHATA Yoichi) 静岡大学・人文学部・教授 研究者番号: 60217594

大山小夜 (OOYAMA Sava)

金城学院大学・人間科学部・教授

研究者番号: 10330333

佐藤順子(SATOH Junko) 佛教大学教育センター・講師

研究者番号: 80329995